

申請手続きについての留意点

○支給の対象となる被保険者の方には、別途お知らせします。

お知らせが来た場合は、下記の窓口申請してください。

○ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に、

- ・市町村を越えて転居された方
- ・他の医療保険から国民健康保険に移られた方

○具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】 税務保険課 ☎ 77 - 3615 住民福祉課 ☎ 77 - 3614

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び 「限度額適用認定証」について

国民健康保険の加入者で、住民税非課税世帯の人が入院した時、食事療養標準負担額や自己負担限度額が減額されます。

また、70歳未満の国民健康保険加入者で、現在入院している方、または今後入院が決まっている方は、医療機関窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みますので、認定証の交付申請をしてください。

◎認定証の更新について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の**有効期限は毎年7月31日です**。自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新の手続き（申請書の再提出）をしてください。

【お問い合わせ先】 税務保険課 ☎ 77 - 3615

定額給付金の申請期限が迫っています

定額給付金は、景気後退化での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することを目的に次の方に給付されます。

平成21年2月1日現在で、次のいずれかに該当する方

- 1 住民基本台帳に記載されている方
- 2 外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者及び短期滞在者は対象外）

申請期限 平成21年9月30日(水)

申請期限を過ぎますと給付を受けられなくなりますので、申請がまだの方は、お忘れのないようお早めに申請してください。

【お問い合わせ先】 美波町役場 住民福祉課 ☎ 77 - 3614